

矢板市建築物耐震改修促進計画

平成21年3月

矢 板 市

目 次

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の検討	1
1-1. 前提条件の整理	1
(1) 策定根拠	2
(2) 耐震計画の位置づけ	2
(3) 栃木県に被害をもたらした主な地震	3
(4) 耐震計画実施のための施策および市の取り組み姿勢	4
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路	4
(6) 計画期間及び対象建築物	4
(7) 耐震計画のフォローアップ	6
(8) 耐震診断・耐震改修の基準	6
1-2. 市における建築物の耐震化の現状	7
(1) 住宅の耐震化の現状	7
(2) 民有特定建築物の耐震化の現状	8
(3) 市有建築物の耐震化の現状	9
(4) 耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析	10
1-3. 想定される地震の規模、被害の予測	11
(1) 想定条件	11
(2) 発災ケース	11
(3) 予測結果の概要	11
1-4. 耐震診断・耐震改修の目標	13
(1) 目標値に関する基本的な考え	13
(2) 住宅の耐震化の目標値	14
(3) 民有特定建築物の耐震化の目標値	15
(4) 市有建築物の耐震化	15
2. 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策	18
2-1. 基本的な取り組み方針の設定	18
(1) 住宅・建築物の所有者の役割	18
(2) 市の役割	18
(3) 建築関係団体の役割	18
2-2. 建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための施策	19
(1) 安心して耐震化を進めるための環境整備	19
(2) 普及啓発の強化	20
(3) 民有建築物に対する支援	22
(4) 地震時の被害を軽減するための総合的な安全対策	24
2-3. 耐震改修促進法に基づく指導及び建築基準法による勧告等の実施	25
(1) 建築物所有者への指導・指示等	25
(2) 法律に基づく指導・勧告等	25

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の検討

1-1. 前提条件の整理

(1) 策定根拠

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等（9万棟を超える家が全壊）によるものでした。

この教訓を踏まえて、国は平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」又は「法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

その後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、わが国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっています。

このように、建築物の地震対策が緊急の課題とされるなか、中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成17年11月7日に改正、政令や省令及び関連する国土交通省告示がなされ、平成18年1月26日から施行されました。

さらに、国から平成18年1月に策定された「建築物の耐震診断（*1）及び耐震改修（*2）を図るための基本的な方針」において、都道府県の耐震改修促進計画については、施行後、できるだけ速やかに策定すべきであるとの考えが示されました。

これを受け、栃木県では、平成19年1月に「栃木県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を策定し、既存建築物の耐震改修等を含む耐震化施策を総合的に進めています。

こうした動きを踏まえ、矢板市は、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、市全体の災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、住民の生命と財産を保護することを目的として「矢板市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

注（*1）：地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

注（*2）：現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

(2)耐震計画の位置づけ

市政の基本指針である「21世紀矢板市総合計画改定後期計画」は、平成18年4月にスタートしました。

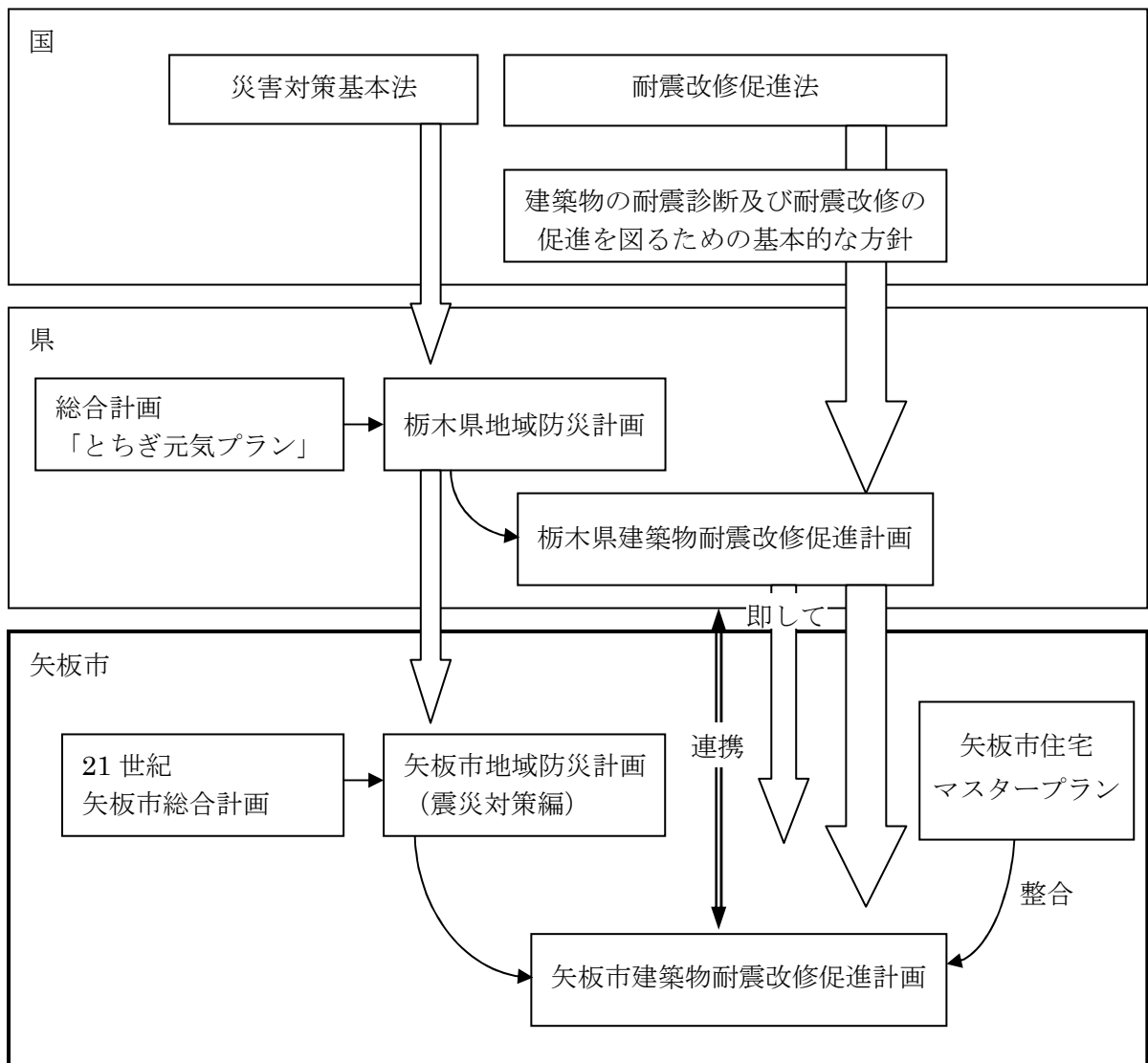
21世紀矢板市総合計画基本構想の描く将来像「人・郷土・産業が調和した つつじの郷・やいた」を実現するため、後期基本計画の6つの基本目標のひとつに、「環境にやさしく快適で安全なまちづくり」を掲げ、その目標実現のため、「災害の防止に努めます」として、地震をはじめとする災害対策を掲げています。

さらに、この災害対策を実施するために、矢板市地域防災計画（平成18年度修正）に「建築物等災害予防対策」を定めています。

矢板市建築物耐震改修促進計画は、「耐震改修促進法」第5条第7項の規定に基づき策定するものであり、矢板市地域防災計画の耐震施策における、建築物の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

また、矢板市住宅マスタープラン等の分野別施策との整合を図りながら定めるものとします。

矢板市建築物耐震改修促進計画の位置づけ



(3) 栃木県に被害をもたらした主な地震

栃木県は、次のような大地震により被害を受けています。これらの地震により、市内で直接的な被害を受けたものはありません。

しかし、平成 15 年度に県が実施した“県政世論調査”においては、回答者の約 6 割が「最も不安に思う災害」として地震災害をあげており、いつどこで発生するかが予測できない震災に対して漠然とした危機意識をもっています。日本全体において地震発生の危険性が高く、矢板市も含めて「大地震はいつどこで起こっても不思議ではない」との認識を持ち続けなければなりません。

栃木県に被害をもたらした主な地震

名 称	発生時期	被害の内容
岩谷・下野地震	1659.4.21	マグニチュード(*3)6.75~6、福島県との県境付近で発生したと考えられるこの地震により、県北部を中心に被害が生じ、塩原温泉一村(約 80 戸)がほとんど土砂に埋まり、死者が多数発生した。那須でも 100 余棟が倒壊し、死者数10名、負傷者数名が発生しました。
日光地震	1683 ①6.17	マグニチュード 6.0~6.5。1683 年 4 月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6 月 17 日には 37 回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また卯の刻から子の刻まで地震 89 回発生。東照宮・大猷廟・慈眼寺等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。
	②6.18	マグニチュード 6.5~7.0。卯の刻から辰の刻まで地震 7 回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼寺・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震 196 回発生。
	③10.20	マグニチュード 7.0。下野三依五十里村で発生した山崩れにより、川が塞がれ、湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稲荷川の水が流れなくなった。1~2日で地震 760 回余、また 1 日から晦日まで地震 1,400 回発生。
関東大震災	1923.9.1	マグニチュード 7.9。相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度6(当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の 7 相当と推定)。県内では震度5とされており、負傷者 3 名、家屋全壊 16 棟、半壊 2 棟の被害が発生。
今市地震	1949.12.26 ①8 時 17 分 ②8 時 24 分	ほぼ同程度の規模(①マグニチュード 6.2②マグニチュード 6.4)の地震が 8 分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶏鳴山付近。最大震度は今市付近で 6 相当。死者 10 名、負傷者 163 名の人的被害、全壊 290 棟、半壊 2,994 棟、一部破壊 1,660 棟の住家被害が発生。地震の数日あるいは数ヶ月前から地鳴りがあったといわれる。余震は多く、12 月 26 日から翌年 1 月 25 日にかけて、有感 79 回、無感 1,534 回観測。

出典：栃木県建築物耐震改修促進計画 <参考文献 宇佐美龍夫：「新編日本地震被害総覧」>

注 (*3)：地震が発生するエネルギーの大きさを表した指標値。マグニチュードが 1 増えるとエネルギーはおよそ 32 倍になる。ある地点における地震の揺れ(地震動)の程度を表した震度とは異なる。

(4)耐震計画実施のための施策および市の取り組み姿勢

阪神・淡路大震災の教訓から、大規模地震発生時の行政機関による救助・救援には限界があり、自分の身の安全は自らが守り、また近隣の人々が互いに助け合うことが重要であるとわかりました。

このことは、震災前の予防対策についても同様のことが言えます。すなわち、第一に市民が自らの問題として、また地域の問題として意識して防災対策に取り組むことが必要不可欠であり、行政機関はその取り組みをできる限り支援するという観点から必要な施策を講じます。

市民が自らの問題として住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、市民が耐震診断・耐震改修の必要性を理解するための普及・啓発や、耐震診断・改修工事を安心して実施できる環境の整備等が重要です。

市は、こうした施策について国や県及び関係団体と連携して実施することで、震災に対して真に市民が安心して暮らすことができる環境づくりを目指し、「備えあれば憂いなし」を合言葉に住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

(5)地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震発生時には、被災地域への応急対策人員や援助物資等が迅速に輸送できるよう、また、住民の避難・交通が円滑に行えるよう、主要な道路について、沿道の建築物の倒壊を防止することが重要です。

このような観点から、栃木県地域防災計画に位置付けられた第1次、第2次緊急輸送道路（*4）を、法第5条第3項第1号に基づき、地震発生時に通行を確保すべき道路として位置付けます。

注（*4）：県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路や県庁・市町役場等の防災拠点施設・主要公共施設等を連絡する道路として、県が定めたもの。

(6)計画期間及び対象建築物

① 計画期間

本計画の期間は、県計画を踏まえ、平成21年度から平成27年度末までとします。

② 対象建築物

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（*5）（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、次の表に示すものとします。

注（*5）：住宅・建築物を建築する時に考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

耐震改修促進計画の対象建築物

区 分	内 容
住宅	戸建て住宅や共同住宅など。
民有特定建築物	<p>次に掲げるもので、法で用途・規模等が定められた建築物(資料編参照)のうち、民間が所有する建築物。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な建築物、利用者の滞在時間が長い建築物、多数の者が利用する建築物(法第6条1号) ・被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物(法第6条2号) ・地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(法第6条3号)
市有建築物	<p>建築基準法に基づき、構造計算により安全性を確認しなければならない規模の建築物。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造:階数 3 以上又は延床面積 500 m²を超えるもの ・木造以外:階数 2 以上又は延床面積 200 m²を超えるもの

(7)耐震計画のフォローアップ

耐震計画に掲げられた目標達成のためには実施状況を把握し、新たな課題に的確に対応することが重要です。このため、実績等の検証を行い、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

(8)耐震診断・耐震改修の基準

建築物は、建築基準法に基づき、現行の耐震関係規定に適合させることが基本です。

しかし、既存建築物の中には、当該適合性を詳細に調査することや、不適合部分を改修工事によって完全に適合させることが困難な場合があります。

そこで、このような場合は、現行の耐震関係規定に準ずる基準として国が定める、法第 4 条に基づく基本方針の技術指針 7（*6）に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行なうものとします。

注（*6）：「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に、“建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項”として、建築物の敷地の状況に関する実地調査等を行って建築物の耐震診断を行う際の「構造耐震指標」が定められている。

1-2. 市における建築物の耐震化の現状

(1)住宅の耐震化の現状

住宅（居住者のいる住宅全て）の耐震化（*7）の現状は、平成 20 年時点（*8）で、約 79%と推計されます。

全戸数 12,250 戸のうち、約 9,680 戸が耐震性を有し、約 2,570 戸が耐震性を有しない住宅であると推計（*9）されます。

住宅の現状(平成 20 年度末の想定)

耐震化率(推計)	79.0%
耐震性を有する戸数	9,678 戸
耐震性を有しない戸数	2,572 戸
全住宅戸数	12,250 戸

注（*7）：耐震診断の結果耐震性有の建築物や耐震改修した建築物、及び昭和 57 年以降の建築物を指します。

（*8）：国は住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として 5 年毎に住宅に関する実態等の全国調査（住宅・土地統計調査）を実施しています。住宅の耐震化については、平成 15 年度の全国調査を基に、平成 20 年 3 月の住宅の現状を想定しました。

（*9）：昭和 56 年以前に建築された住宅のうち、戸建木造住宅の 12%、共同住宅等の 76% は耐震性有り（国土交通省方式）と仮定したものをベースにした上で、平成 10 年度と平成 15 年度の調査実績に基づき、耐震化率が年平均 1.4% ずつ向上するものとして算定したものです。

(2) 民有特定建築物の耐震化の現状

① 多数の者が利用する建築物(法第6条第1号のうち、民有建築物)

多数の者が利用する建築物は、総数 42 棟のうち、耐震性を満たす建築物が 28 棟で、耐震化率は約 67%と想定されます。(平成 19 年 10 月現在)。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位:棟、%)

分類	1. 防災上重要な建築物	2. 利用者の滞在時間が長い建築物	3. 不特定多数者利用建築物	4. 多数者利用建築物	合計
用途	庁舎、学校、一般体育館、病院・診療所、保育所、老人ホーム、老人福祉センター等	ホテル・旅館、賃貸共同住宅・寄宿舎・下宿等	劇場、集会場、展示場、卸売市場、物販店舗、博物館、遊技場、公衆浴場、飲食店、サービス業店舗、運動施設、自動車車庫等	事務所、工場等	
①昭和 56 年以前の建築物	4	24	12		40
②耐震性有	2	18	6		26
③耐震性無	2	6	6		14
④昭和 57 年以降の建築物	1	1	0		2
⑤耐震性を満たす建築物※ =②+④	3	19	6		28
⑥建築物総数 =①+④	5	25	12		42
⑦耐震化率(想定) =⑤/⑥	60.0	76.0	50.0		66.7

資料:「耐震対象建築物台帳 民間(矢板土木資料)」(平成 19 年 10 月現在)による。

注※:建物の用途ごとに、国の耐震化状況調査結果や推計調査を用いて算出したもの。

② 危険物の貯蔵庫又は処理場(法第6条第2号)

危険物の貯蔵庫又は処理場に関するものは、以下のとおりです。

対象種別毎の現状(対象数量以上を貯蔵・処理する建築物) (単位:棟)

	棟数	火薬類	消防法に基づく危険物
総数	5	1	4
昭和 57 年以降建築 ※	1	1	0
昭和 56 年以前建築 ※	4	0	4

注※:火薬類は建築年月日、消防法に基づく危険物は許可・届出年月日による。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物(法第6条第3号)

地震発生時に通行を確保すべき道路として、栃木県地域防災計画に位置づけされた第1次・第2次緊急輸送道路の市内指定路線は、以下のとおりです。

地震発生時に通行を確保すべき道路

区分	道路名称	区間
第1次緊急輸送道路※1	国道4号	全線
	国道461号	全線
第2次緊急輸送道路※2	主要地方道矢板那須線	矢板市乙畑[国道4号交点]～ 矢板市本町[国道461号交点]

注※1: 県庁所在地、地方都市を連絡する道路

※2: 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路

倒壊した場合に当該道路を閉塞させる恐れのある建築物の現状 (単位: 棟、%)

区分	1次緊急輸送道路	2次緊急輸送道路	計	耐震化率※
総数	41	90	131	45.0
地上階数3以上	7	6	13	30.8
昭和57年以降建築	17	42	59	
地上階数3以上	1	3	4	
昭和56年以前建築	24	48	72	
地上階数3以上	6	3	9	

資料: 緊急輸送路沿道建築物(県資料・矢板市分) / 平成20年度による。

※昭和56年以前建築を未耐震として算定

(3) 市有建築物の耐震化の現状

市有建築物は、約500棟(平成20年度)あります。このうち、多数の者が利用する市有建築物(法第6条第1号に該当する市有建築物)は64棟で、耐震化の現状は約66%と想定されます。

多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状

①昭和56年以前の建築物	34棟
②耐震性有 ※	12棟
③耐震性無	22棟
④昭和57年以降の建築物	30棟
⑤耐震性を満たす建築物=②+④	42棟
⑥建築物総数=①+④	64棟
⑦耐震化率(想定)=⑤/⑥	65.6%

資料: 「矢板市市有建物一覧」(平成20年度)より算出。

※耐震診断によるIs値0.6以上のもの。

(4)耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析

耐震診断・耐震改修の実績については、全体として、極めて少ない現状にあります。

この最大の要因は、民有建築物においては、市民の耐震化の必要性に対する意識の低さであると考えられます。安心して相談できる業者を選択するための情報が、市民に的確に届いているか、検討する必要があると考えられます。

また、市有建築物については、学校は避難場所等として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物等が災害時には応急活動の拠点として活用されるため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、公共建築物等の耐震化の促進に取り組む必要があります。

1-3. 想定される地震の規模、被害の予測

地震は、一旦発生すると甚大かつ長期にわたり被害が生じます。

国の地震調査委員会では、地震に対する正しい知識の普及を目的として「全国を概観した地震動予測地図」を作成し公表しています。その報告の中で「日本国内には多くの活断層や海域で発生する大地震のほか、どこで起きるかわからない地震もあり、地震が発生して強い揺れに見舞われる危険性は全国どこにでもある。」とされています。

栃木県地域防災計画では、栃木県において最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、以下のとおり「想定宇都宮直下地震」を設定し、その被害を予測しています。

住宅・建築物の耐震化を促進し、地震発生時の住宅・建築物の倒壊等を防ぐことで、これらの予測される人的被害、建物被害等を最小限にし、また、震災後の生活の安全・安心を確保することができます。

(1) 想定条件

想定地震名	地震規模	断層種別	断層長さ	震源深さ
想定 宇都宮直下地震	M7.3	線震源	約 20km	5km

(2) 発災ケース

次の3つのケースを想定

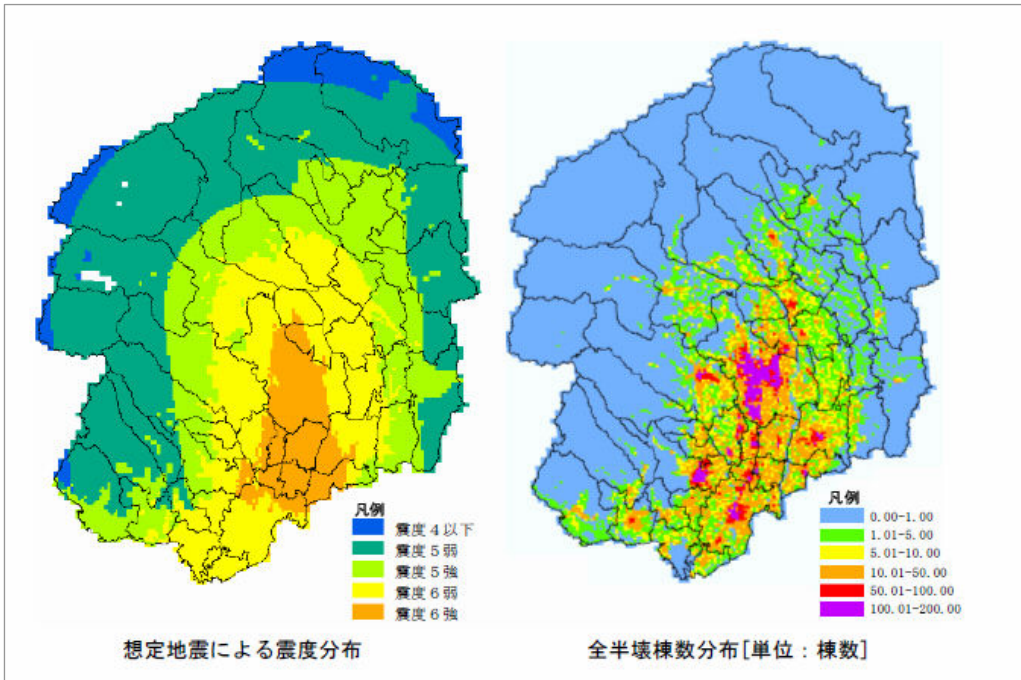
- ア) 冬早朝 5 時：阪神・淡路大震災と同様の時間帯、多くの人が自宅で就寝中
- イ) 春秋昼 12 時：会社や学校にいる人が多い時間帯
- ウ) 冬夕刻 18 時：帰宅ラッシュと重なる時間帯、出火危険性の高い時間帯

(3) 予測結果の概要

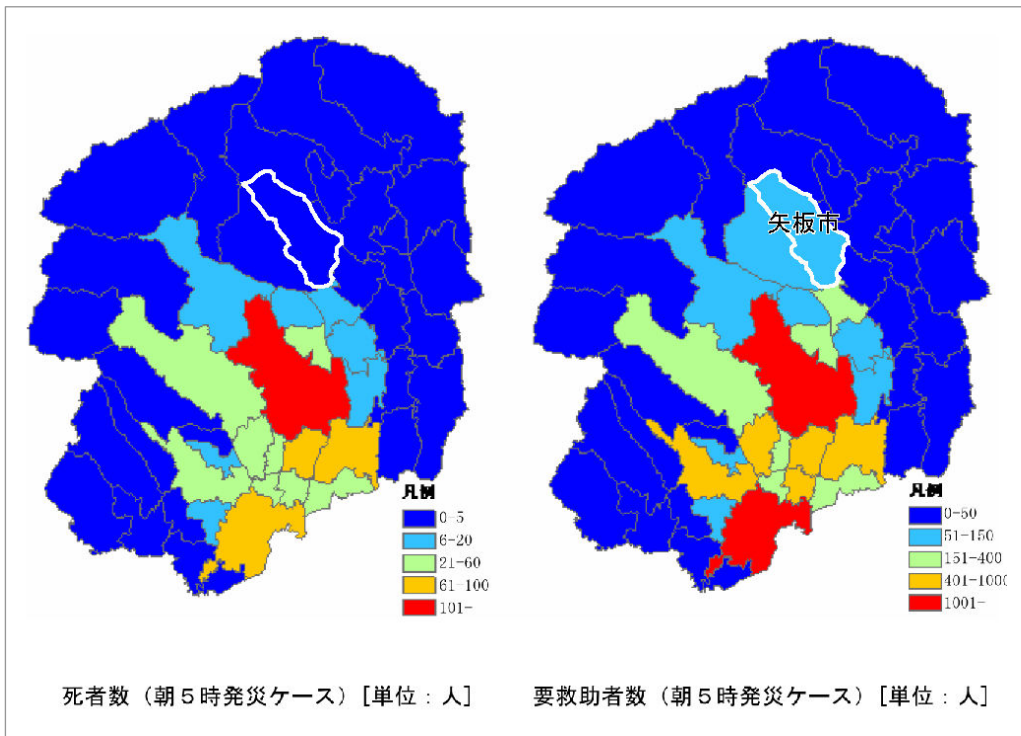
予測結果によると、宇都宮市から小山市までの広いエリアで震度6強となり、建物被害として全半壊棟数の割合が全体の約18%、人的被害として県内の死者数は1,000人を越えるものと予測されています。

矢板市では南部で震度6弱、北部で震度5強または震度5弱、市内の死者数は0~5人、要救助者数は51~150人と予測されています。

予測結果の分布(震度分布・全半壊棟数分布)



予測結果の分布(死者数・要救助者数)



注：市町村界は、被害予測時(平成15年)当時のものです。

1-4. 耐震診断・耐震改修の目標

(1) 目標値に関する基本的な考え

国は、住宅・建築物の地震防災推進会議の提言を受け、今後 10 年間で東海地震や東南海・南海地震等の想定死者数を半減させることを念頭に、基本方針において、全国の目標として「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の 75%を平成 27 年度までに少なくとも 9 割にすることを目標とする。」と定め、県もこれに沿って、平成 27 年度までに耐震化率を 9 割としています。

矢板市は、国の基本方針と県の目標を受けて、平成 27 年度までに耐震化率の目標を 9 割とすることを基本とします。

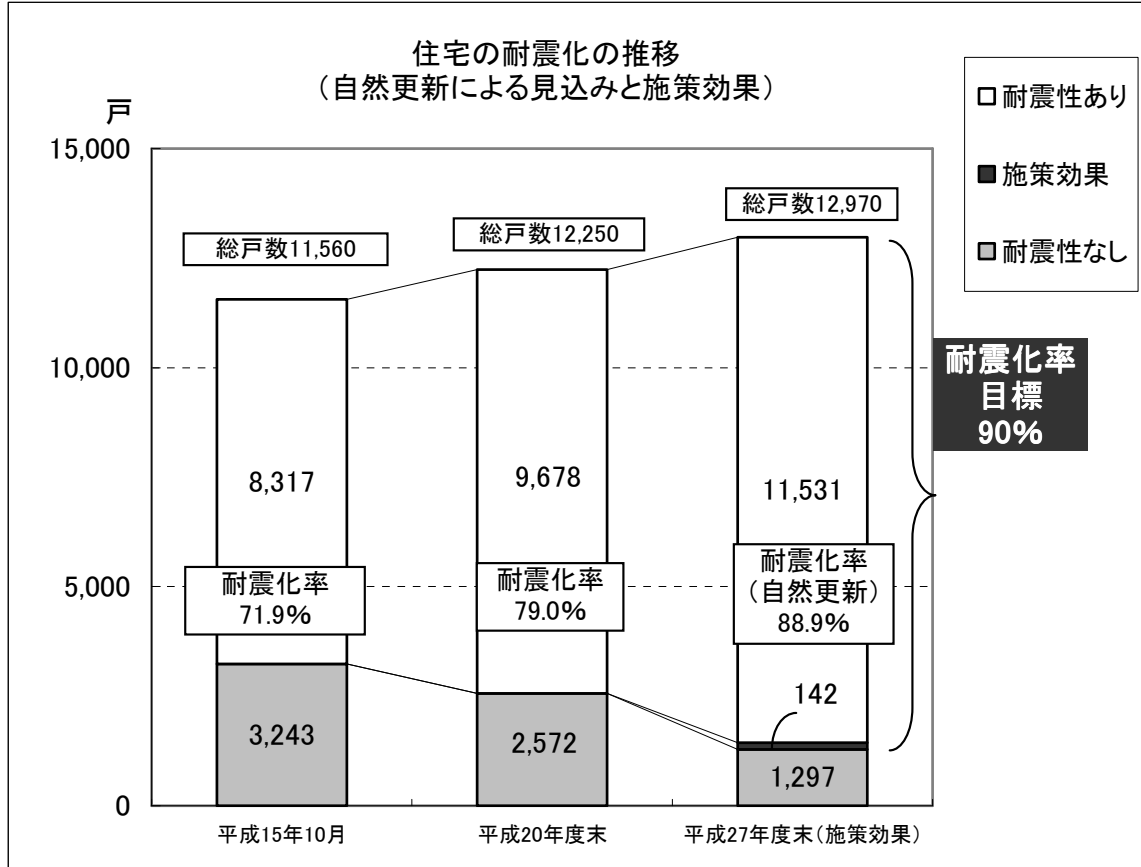
平成 27 年度までに耐震化率を 9 割とします。

建物の種別	耐震化率	
	現状	目標
住宅	79%	90%
民有特定建築物	66%	
市有建築物	66%	

(2)住宅の耐震化の目標値

平成 27 年度における、住宅（*10）の耐震化率の目標値を「90%」に設定します。

注（*10）：別荘、売却用など「居住世帯なし」を除く、「居住有り」の住宅



平成 15 年度の住宅戸数は 11,560 戸で、耐震化率は約 72%です。

住宅の戸数は、平成 10 年の 10,870 戸から平成 15 年の 11,560 戸に増えています。また、建替え及び新築等により、耐震化率は年間約 1.4%程度向上しています。

このペースで住宅の戸数の増加と建替え等が進むと仮定すると、平成 20 年度では、住宅戸数が約 12,250 戸、建替え等の自然更新により耐震性ありの住宅は平成 15 年の約 8,320 戸から約 9,680 戸となり、耐震化率は約 79%と想定されます。

目標年次の平成 27 年度では、住宅戸数が約 12,970 戸、建替え等の自然更新により耐震性ありの住宅は約 11,530 戸で、耐震化率は約 89%と推計されます。

目標とする耐震化率 90%を達成するには、耐震性ありの住宅を約 11,670 戸 ($12,970 \text{ 戸} \times 90\% = 11,673 \text{ 戸}$) とする必要があります。このため、約 140 戸 ($11,673 \text{ 戸} - 11,531 \text{ 戸} \approx 140 \text{ 戸}$) に対して耐震改修を促進するための施策を講じる必要があります。

(3) 民有特定建築物の耐震化の目標値

① 多数の者が利用する建築物(法第 6 条第 1 号のうち、民有建築物)

平成 27 年度における、当該特定建築物の耐震化率の目標値を「90%」に設定します。

多数者利用建築物の耐震化の現状・予測と目標

種別	現状	目標	備考
民有特定 建築物	66%	} 90%	(法第 6 条第 1 号)
重要 学校	61%		
用途 病院・診療所	42%		
社会福祉施設等	45%		
賃貸共同住宅	76%		

民有特定建築物については、現状の耐震化率約 66%を、平成 27 年度までに 90%に引き上げます。そのために、現在、未耐震とされる 14 棟のうち、90%にあたる 10 棟（建築物総数 42 棟の 90%は 38 棟、ここから耐震性を満たす建築物 28 棟を差し引くと 10 棟）について、建替え等による更新や、耐震改修の実施を促進し、耐震化率を 90%とすることを目標とします。

② 危険物の貯蔵庫又は処理場(法第 6 条第 2 号)

当該特定建築物については、建築物の構造・立地の状況を把握した上で、地震により倒壊した場合に周辺に与える影響が大きい建築物について耐震化を促進していきます。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物(法第 6 条第 3 号)

栃木県地域防災計画に位置づけされた 1 次・2 次緊急輸送道路（P9 参照）を、平成 27 年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として位置付けます。

地震発生時にこれらの道路の通行を確保すべき沿道建築物は 131 棟ありますが、このうち、倒壊した際の影響が大きいと考えられる 3 階以上の建築物 13 棟について、耐震化率を現状の 31%から、平成 27 年度までに 90%とすることを目標とします。そのために、現在、未耐震とされる 9 棟のうち、90%にあたる 8 棟（建築物総数 13 棟の 90%は 12 棟、ここから耐震性を満たす建築物 4 棟を差し引くと 8 棟）について、建替え等による更新や、耐震改修の実施等を促進することを目標とします。

(4) 市有建築物の耐震化

① 多数の者が利用する建築物(法第 6 条第 1 号のうち、市有建築物)

多数の者が利用する市有建築物 64 棟については、現状の耐震化率約 66%を、平成 27 年度までに 90%に引き上げます。そのために、現在、未耐震とされる 22 棟のうち、90%にあたる 16 棟（建築物総数 64 棟の 90%は 58 棟、ここから耐震性を満たす建築物 42 棟を差し引くと 16 棟）について、建替え等による更新や、耐震改修を実施することを目標とします。

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率の現状と目標

種 別			建築物の数(棟)				耐震化率(%)	
			総数	昭和57年 以降	昭和56年 以前	耐震性 有	現状	目標
法 第6条 第1号	防災上重要な建築物 ・被災時に避難者 及び傷病者の救 護など災害救護 拠点となる建築物 ・災害時に要援護 者がいる建築物	庁舎、生涯 学習館、体 育館、公民 館、小学校、 中学校、福 祉施設、図 書館等	47	18	29	25	53.2	—
	就寝用途に供され る等、比較的利用 者の滞在時間が長 い建築物	市営住宅	16	11	5	16	100.0	—
	不特定多数が集ま る特定建築物	温泉センター	1	1	0	1	100.0	—
	比較的利用者が限 定される建築物	事務所、 工場	0	0	0	—	—	—
合 計			64	30	34	42	65.6	90.0

資料:「矢板市市有建物一覧」(平成20年度)より算出

② その他の市有建築物

その他の市有建築物については、多数の者が利用する市有建築物に準じ、耐震化の促進に取り
組むものとします。

③ 市有建築物の耐震化の考え方

市所有の公共建築物は、災害時には拠点施設としての機能も求められることから、耐震化については、限られた財源を有効に活用しながら、次のような「市有建築物の耐震化の考え方」に基づいて進めます。また、耐震診断の結果や耐震改修の結果を公表します。

市有建築物の耐震化の考え方

公共建築物の耐震整備を行うにあたっては、将来を担う子供たちの安全確保と指定避難場所の整備の観点から学校を最優先として、次に防災拠点を整備するものとする。

指定避難場所については、現在、小学校 12、中学校 3、高校 3 及びその他 6 施設の計 24 施設が指定されている(平成 21 年 3 月現在)。地区別には、市内を 6 地区(矢板市街地、片岡地区、南部地区、東部地区、西部地区、泉地区)に分け、避難場所を指定しているため、6 地区の中でそれぞれに避難場所を確保することを目的に、地区ごとに 1 箇所を選定し整備する。

なお、地区によっては、国道、鉄道、河川等によって地区が分断され、災害時には避難場所への移動が困難であると予想される地区があるため、1 箇所整備後も、指定避難場所となっている市公共施設、小中学校については、引き続き整備を行っていく。

防災拠点については、矢板市地域防災計画で市災害対策本部に定められている市本庁舎の早急な改修が困難であるため、代替設置場所である生涯学習館を最優先施設として整備を行う。

2. 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

2-1. 基本的な取り組み方針の設定

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取り組みを支援するため、県からの助言や情報提供、補助事業（住宅・建築物耐震改修等事業）等を活用しながら、必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの役割に応じて、本計画に掲げた住宅・建築物の耐震化を促進することとします。

(1)住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らが所有、管理する住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めるものとします。

特に、法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物で、新耐震基準に適合しない建築物の所有者は、建築物の利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持ち、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めるものとします。

(2)市の役割

県と連携を図りながら住宅・建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。特に、災害時の対策本部となる庁舎や避難所となる学校等の災害応急対策上重要な施設については、建築物の定期点検等を実施し、必要に応じて補強工事等による耐震性の強化を図ります。

その他の施設については、災害対策の位置づけや建築物の老朽度等を鑑み、適切な耐震化を進めていきます。

(3)建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、県や市が行う耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に協力するものとします。

2-2. 建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための施策

(1)安心して耐震化を進めるための環境整備

市は、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えるとともに、耐震化に関するさまざまな情報を提供します。

①安心して相談できる環境の整備

市は、住民からの問い合わせに適切に対応できるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置し、相談体制の整備を図るものとします。

また、県と連携して専門家を派遣するなど地域の巡回相談を実施するとともに、建築分野等の関係団体の参加も募るなど、広く連携・協力を図っていくものとします。

②情報の提供

ア)耐震診断・耐震改修に関する情報の提供

住民や事業者が安心して耐震診断や耐震改修を実施するために、市や県、関係団体が実施する支援制度や耐震に関する情報を広く分かりやすく提供します。

防災訓練が行われる毎年9月の防災月間など、関心が高まる時期にあわせて、広報やHPで耐震診断・耐震改修に関する特集を組むなど、効果的な情報提供に努めます。

イ)耐震診断技術者・改修施工者に関する情報提供

県が行う建築士等の募集登録や、住民等の要望に応じた派遣制度等を活用し、住民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組む際の、技術者・施工者に関する情報の提供に努めます。

③リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化などのリフォームに合わせて耐震改修を行うことは、コスト面のほかに手間の面でも負担を軽減するなどのメリットがあります。

しかし、一方では、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。

このため、市は、県やリフォーム事業者団体等と連携し、建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるよう、リフォームに関する相談・情報提供等の環境整備を進めます。

④関係団体等の協力

市は、建築物の設計、施行について豊富な知識と経験をもつ社団法人栃木県建築士会、社団法人栃木県建築設計事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震化を進めます。

⑤自主的な組織づくりや活動の展開

市は行政区や自治会、商店会、消防団、自主防災組織など、地域の団体及び建築等の専門家や企業等が中心となって、耐震化の促進に向けた自主的な組織づくりや活動の展開など、意識の高揚を図ることができるような環境づくりに努めます。

(2)普及啓発の強化

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時は、自らの安全を守るよう行動することが重要です。また、近隣の負傷者及び災害時要援護者（*11）を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織（*12）等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。

このため、市は、自治会の防災活動（防災訓練、危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築等）等、様々な機会を捉えて普及啓発を図るものとします。

注（*11）：災害が起きたとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方のこと。

注（*12）：主に行政区・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う団体。

①防災知識の普及啓発促進

住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、県と連携して防災知識の普及啓発を促進します。

普及啓発にあたっては、県及び市職員が直接出向いて説明を行う「出前講座」や、県内のいろいろな場所で開催されている講座・セミナーを紹介する「とちぎ県民カレッジ」なども活用し、耐震診断・耐震改修の重要性について、市民の理解を深めるよう努めます。また、建物が多い市街地等では、公用車による広報により地元への啓発を行います。

◆主な普及啓発活動

- 県や関係団体等との連携による防災講演会・講習会等の開催
- 防災パンフレット、ちらし等の配布
- 広報紙等による広報活動の実施
- インターネットによる防災情報の提供
- 防災訓練の実施の促進

②県消防防災総合センター(栃木県防災館)の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な組織として県央部に「消防防災総合センター」を設置し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の擬似体験や応急措置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っています。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進します。また、学校教育における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用するよう努めます。

③消防団員、地域防災活動推進員等による普及

消防団員、地域防災活動推進員等による地域の巡回指導を促進し、家具の固定、避難口の点検、地震発生時に取るべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図ります。

④地震防災マップの作成・公表

国の内閣府では、地震に関する調査結果を整理し、「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」を公表しています。この「揺れやすさマップ」や「地域の危険度マップ」に、市内の避難場所や避難経路等の防災情報を重ねた『地震防災マップ』を作成し、住民に公表することにより、揺れやすい地域では家具の固定や住宅の耐震診断、耐震補強等の対策を優先的に行うなど日頃の地震への備えを促していきます。

⑤地域や学校と連携した防災意識の高揚

住民一人ひとりが地震に対する危機意識や対応能力を備え、向上させていくためには、まず家庭や地域において防災意識の普及・啓発を図ることが重要です。また、学校等においても、子どもの頃から災害時に対応できる力を身につけるとともに、日頃の備えの重要性を学ぶ教育活動が重要です。

こうしたことから市は、行政区単位で自主防災組織づくりを進めるとともに、日頃から自主防災組織が行う防災訓練等の活動に参加して、防災に関する知識の向上と技術を習得しておくことができるよう、自主防災組織の育成を積極的に支援し、防災資機材整備や研修会の開催、広報による普及啓発、自主防災組織による活動の充実を図るものとします。

また、地域や学校等において、防災の視点でまちを調査し、学習する、防災ワークショップ（*13）、ウォッチング（*14）などを開催し、自ら行動することで地域の実情や危険な場所や内容を把握することができるような能動的な機会の創出を図るものとします。

注（*13）：司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験することができる、さまざまな問題解決やトレーニングのための手法。ここでは、防災をテーマにしたワークショップをさす。

注（*14）：普段、何気なく歩いているまちを、防災の視点から注意深く歩いて、災害時の課題や解決法を再発見すること。

(3) 民有建築物に対する支援

本計画の推計によれば、平成 21 年度から平成 27 年度までに約 140 戸の住宅の耐震化を行っていく必要があります。このためには、年間 20 戸余の耐震改修を行わなければなりません。現状では、耐震改修は容易には進んでいない状況にあります。

耐震診断や耐震改修が進まないのは、「耐震診断・改修に係る費用負担」が要因のひとつになっていると考えられます。耐震診断・耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々ですが、総じて、相当の費用を要します。

このため、市は、この様な建物所有者の経済的負担を軽減するための支援策を検討するとともに、経済的条件に応じた耐震化のメニューを提供するように努めるものとします。

①耐震診断、耐震改修の促進等

市内の耐震診断、耐震改修が必要な住宅のほとんどは、老朽化の進んだ木造住宅です。そして、これらの住宅は、所有者の高齢化により耐震改修の費用負担も困難な場合が多く、ましてや建替えはほとんど進まない状況にあります。

このため、市は、こうした課題を解決するため民有建築物に対する各種支援制度について検討します。

また、住宅に関する融資制度の活用等によりリフォームや建替えとあわせた耐震化や、新たな住宅への建替えによる耐震化の促進を図っていくものとします。

一方、災害時に救急・医療活動を行う拠点となる民間病院や、不特定多数の者が利用する大きな店舗などは、災害時に大きな被害を招く恐れがあります。

こうしたことから、防災上重要な建築物及び不特定多数の者が利用する民有建築物については、建築物の所有者等に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震診断及び耐震改修に対する国及び県等の支援制度についての情報提供を行っていくものとします。

②経済的条件に応じた耐震化の支援策

ア) 多様な手法の採用

「ひと部屋補強 (*15)」、「簡易的な耐震補強 (*16)」、「耐震ベッド (*17)」など、経済的条件に応じた多様な手法を取り入れた耐震化について、検討します。

注 (*15) : あるひと部屋だけを補強しようという考え方。例えば、寝室を補強することで、寝ている間に起きた地震でも寝室がつぶれないようにするというもの。

(*16) : 現在の耐震補強は、耐震の安全性を点数で評価し、1.0 以上となるようにしているが、この点数が 1.0 点までいかない工事のこと。

(*17) : 地震で寝室がつぶれても寝ている人の安全を守るように、ベッドの上部に鋼製のフレームを取り付けたもの

イ) 全国で行われている耐震診断・耐震改修の方策に関する情報の発信

経済的条件に応じた耐震化を可能な限り進めて行くために、市は、全国で行われている様々な耐震診断・耐震改修の方策に関する情報を、ホームページに掲載して広く市民に発信します。

様々な耐震診断・耐震改修方策の紹介

耐震診断・耐震改修方策	所管・概要等
安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の選定事例一覧	東京都都市整備局市街地建築課
戸建て住宅の耐震改修工法・事例等	財団法人 日本建築防災協会
簡易耐震診断法の普及	一般向けに作成された簡易な耐震診断法を活用しながら木造住宅簡易耐震相談を実施

③耐震改修に対する税の特例措置

平成 18 年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられるようになっています。

住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制を普及させることは極めて有効と考えられるため、これら情報の提供を行うこととします。

固定資産税の減額措置

条 件	平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震改修が完了した場合
減額の内容	耐震改修工事完了日により、その翌年度分(1 月 1 日完了の場合はその年度分)から下記の期間、当該住宅の一戸当たり 120 m ² の床面積相当分までの固定資産税額より 1/2 が減額される。 ・改修完了期間が平成 18 年～21 年の場合は、減額期間 3 年間 ・改修完了期間が平成 22 年～24 年の場合は、減額期間 2 年間 ・改修完了期間が平成 25 年～27 年の場合は、減額期間 1 年間
減額を受けられる家屋の条件	・昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅。 ・居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上あること。 ・耐震改修に要した費用が一戸当たり 30 万円以上あること。
耐震改修証明書等の発行	建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手 続 き	耐震改修が完了した 3 ヶ月以内に、証明書等を添付して市税務課に申告する。

④公共建築物の耐震性等の強化

ア) 防災上重要な市有建築物

防災上重要な市有建築物については、耐震診断の実施状況を公表するとともに重点化を図りながら着実な耐震化を進めるために「市有建築物の耐震化の考え方」に基づき耐震化を進めます。

(4)地震時の被害を軽減するための総合的な安全対策

建築物の防災性を高めるには、建物の耐震性のみならず建物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策を行うことが重要です。

①家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり避難が遅れたりするなどの人的被害が多く見受けられています。

一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図ります。

②店舗等の商品陳列棚の転倒防止対策

物品販売店の商品陳列棚の中には、背の高いものや、重い商品が陳列されている場合があり、こうした商品の陳列方法は、地震による揺れに極めて弱く、僅かな振動においても商品が落下したり、棚が倒れたりする等、店内にいる人々に危険を及ぼしたり、商品が大きな損害を受ける恐れがあります。

そこで、商品陳列棚の転倒防止や商品の落下防止対策の重要性について、建築物の所有者・管理者への立ち入り指導により普及・啓発を図ります。

③ブロック塀等の倒壊防止対策

地震時のブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

ブロック塀等の倒壊の危険性を住民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレットの作成・配布による啓発活動を行い、安全対策を推進します。また、生け垣等への転換を誘導します。

④ガラス・天井の落下防止対策

大規模な地震の際には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板等建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定されます。

地震時による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進します。

⑤エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、既設エレベーターの安全点検、閉じ込められた場合の対処方法の周知、地震時における保守会社の緊急体制の整備について指導等を行います。

2-3. 耐震改修促進法に基づく指導及び建築基準法による勧告等（*18）の実施

(1) 建築物所有者への指導・指示等

市は県と連携し、特定建築物の所有者に対し重点的に耐震化を促進するため、公共的な観点から必要な支援を行うとともに、耐震改修促進法に基づく指導・助言等（*19）を積極的に行っていきます。

注（*18）：指導勧告等の権限は栃木県です。

注（*19）：指示対象となる一定規模以上の特定建築物の場合においては、指導に従わない者に対しては指示を、正当な理由がなく指示に従わない場合にはその旨を公表することになります。さらに、公表にもかかわらず耐震改修等が行われない場合は、建築基準法に基づく勧告・命令を行うことを検討することになります。

(2) 法律に基づく指導・勧告等

市は県と連携し、特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言等（*20、*21）を行います。

注（*20）：一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指示を行うこととなります。

さらに、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、耐震改修促進法に基づき、その旨を公表することとなります。

（*21）：公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合は、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行うこととなります。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告や命令を行うこととなります。